

令和6年7月

第8回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年7月12日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B

出席委員

1番	關 元章	2番	飯泉 厚彦
3番	横田 晋吾	4番	飯島 秀幸
5番	飯岡 宏記	6番	石田 真也
7番	中島 信夫	8番	関口 和美
9番	岡田 実	10番	雨貝 洋子
11番	白石 悟	12番	對崎 徳男
13番	大野 博司	14番	石島 繁
15番	加園 秀信	16番	吉田 新一
17番	青木 道子	18番	本橋 文男
19番	野堀 良夫	20番	飯島 孝一
21番	遠藤 道夫	22番	飯野 和男
23番	市村 元則	24番	蛭原 昇

欠席委員

なし

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課 長	下田 裕久
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係 長	苅谷 智美
農業行政課	係 長	廣引 康則
農業行政課	主 事	野口 栞

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

	議案第	2号	農地法第4条の規定による許可について
	議案第	3号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
	議案第	4号	農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について
	議案第	5号	現況証明の発行可否について
	議案第	6号	農地改良協議に対する同意について
	議案第	7号	農用地利用集積計画の決定について
	議案第	8号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
日程第3	報告第	1号	農地法第3条の3の規定による届出について
	報告第	2号	農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第	3号	農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第	4号	農地法第18条第6項の規定による通知について
	報告第	5号	農地法第5条の規定による制限除外の農地の移動届について

【午後1時30分 開会】

事務局（鳴海事務局長）

それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、令和6年第8回の総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

総会の開会前に、遠藤代理から御礼の御挨拶をしたい旨の申し出がございましたので、少々お時間を頂きたいと思っております。

会長職務代理者（遠藤 道夫）

総会前の貴重な時間をいただきまして、御礼を述べさせていただきます。私の妻が5月中旬頃から入退院を繰り返しておりまして、現在も入院している状態です。そのような中で農業委員互助会からお見舞いを頂戴しました。ありがとうございました。この場を借りて御礼申し上げます。

事務局（鳴海事務局長）

それと、飯岡宏記委員が本日、総会に初めて参加されますので、一言御挨拶を願えますでしょうか。

飯岡宏記委員

大穂地区の飯岡と申します。体調不良でしばらく入院をしておりました。まだ完治はしてなくて、またこれからも入退院を繰り返すことになるのですが、できる限り精一杯頑張っていきたいと思うので、どうぞよろしくお願いします。

事務局（鳴海事務局長）

それでは、総会開会に当たりまして、飯野会長より御挨拶をいただきたいと思います。
よろしく願いいたします。

会 長（飯野 和男）

皆さん、こんにちは。本日はお忙しいところ、御苦勞様でございます。

最近、猛暑の日が続く、梅雨が明けてしまったのではないかとというくらいの暑い日が続いております。皆さんも、体調管理には十分に気を付けていただきながら農作業に従事していただければと思います。

本日は、大変御苦勞様でございます。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いいたします。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和6年第8回総会を開会いたします。

これより議事に入りますが、本日の出席委員数は24名で、定足数に達していることから、令和6年第8回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席3番横田晋吾委員、議席4番飯島秀幸委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局荻谷係長にお願いいたします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議長（飯野 和男）

続きまして、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題としたいと思いますが、提出番号15番については、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号27番と関連する一体の事業であることから、議案第1号の審議から提出番号15番を除いて、議案第4号の審議と併せて議題とすることによってよろしいでしょうか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号15番を除いて議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る7月8日に行われた現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号2番については、農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番、2番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、中島委員、お願いいたします。

中島信夫委員

去る7月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、新たに農業を開始する解除条件つき法人で、申請地には野菜を作付けする計画です。

提出番号4番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号5番については、申請者の耕作地の一部が荒廃農地となっており、先にそれらを解消することを促すべく、継続審議といたしました。

提出番号6番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号7番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号5番については継続審議。提出番号3番、4番、6番、7番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る7月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号8番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜・ブルーベリーを作付けする予定です。

提出番号9番については、農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号10番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号8番から10番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、雨貝委員、お願いいたします。

雨貝洋子委員

去る 7 月 5 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号11番については、申請者は、申請地の隣接地で保育園を経営している社会福祉法人です。今般、通園している園児に食育の大切さを伝える方針を掲げ、実施する予定であるため、農地を取得し、事業の用に供するものです。

提出番号12番については、申請者は、水稻・芝・野菜等を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号11番については、農地法施行令第2条第1項の不許可の例外に該当するため、また、12番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各皆様方の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る 7 月 8 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 13 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 14 番については、水稻・小麦を作付けしている農家で、申請地には小麦を作付けする予定です。

提出番号 16 番については、農業を開始するために取得するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 17 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 18 番については、申請地の近隣で障害者の福祉施設を経営している法人です。今般、施設を利用している入所者のリハビリ用農園として農地を取得し、事業の用に供するもので、申請地としては野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号13番、14番、16番、17番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、また、提出番号 18 番については、農地法第3条の不許可の例外、施行令第2条第1項第1号ハに該当するため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る7月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号19番、20番については、同一申請人のため、一括して説明いたします。

申請者は、申請地の隣接地で障害者の福祉施設を経営している社会福祉法人です。

今般、施設を利用する児童のリハビリ用農園として農地を取得し、事業の用に供するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号21番については、申請されている隣接地に、申請人が自己用住宅用地を建築する予定です。

今般、農業を開始すべく申請されたもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号18番、20番については、農地法第3条の不許可の例外、施行令第2条第1項第1号ハに該当するため、また、21番については、農機具等を確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、各地区の調査結果の報告が終わりました。

提出番号5番は継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号5番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号5番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号5番については、中島委員報告のとおり継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号、提出番号5番については継続審議といたします。

続きまして、提出番号1番から4番、6番から14番、16番から21番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

豊里地区の對崎です。提出番号の18番から20番についてお聞きいたします。

こちらは、担当の委員さんよりの説明があったとおり、障害者の方のリハビリ目的に使用することは承知したのですが、耕作に当たり農相者の支援等はあるのか教えてください。

議 長（飯野 和男）

事務局より説明をお願いします。

事務局（廣引係長）

事務局よりお答えいたします。

当該法人には経験豊富な職員が複数在籍している旨の記載が申請書に書かれておりますので、外部からの支援はされないものと思われます。

以上でございます。

對崎徳男委員

ありがとうございました。

議 長（飯野 和男）

ほかに何か御質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて議案第1号の提出番号1番から4番、6番から14番、16番から21番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号1番から4番、6番から14番、16番から21番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から4番、6番から14番、16番から21番について、許可することに決定いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第２号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、大穂地区において調査を実施しておりますので、雨貝委員より調査結果の報告をお願いいたします。

雨貝洋子委員

去る７月５日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、アパート経営による資産の安定を図るべく、共同住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号１番については、一般基準を満たしており、第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層皆様方の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

議案第２号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第２号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて議案第２号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第２号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第２号 農地法第４条の規定による許可については、許可することに決定いたします。

議案第３号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題としたいと思います。提出番号1番については、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号18番と関連する一体の事業であることから、議案第3号については、議案第4号の審議と併せて議題とすることによろしいでしょうか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、議案第4号の審議と併せて議題とすることといたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議長（飯野 和男）

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号15番及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号1番を一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案第4号、議案第1号、議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る7月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、県外で業務用洗浄剤の製造販売業を営む法人です。今般、既存の物品保管場所が不足していることと、自社製品の生産拡大を図るため、申請地を取得し、倉庫用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面アスファルト舗装、雨水は敷地内浸透処理とした上で、倉庫1棟を建築し、自社製品である業務用洗浄剤を保管する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号2番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、子供の成長に伴い手狭となってきたため、申請地を祖父より借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号3番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、同一大字内に事務所を持ち、産業廃棄物運搬収集業を営む法人で、事業拡大により既存の駐車スペースを資材置場として利用することとなったため、申請地を取得し、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面碎石敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車11台とトラック3台分のスペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号4番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を母より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号1番から4番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定及び第2種農地、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、中島委員、お願いいたします。

中島信夫委員

去る7月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号5番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県内に本店を置き、運送業を営む法人です。今般、既存の駐車場が手狭となり、業務に支障を来していることから、申請地を借り受け、駐車場として申請するものですが、既に許可を得ず使用してしまっていることから、始末書が添付されております。

許可後の利用方法は、全面碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車6台、トラック5台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号6番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い、将来のことを考え、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号7番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資

で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 8 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、市内に本店を持つ鍼灸院を営む法人です。今般、事業の拡大を図るべく、需要が見込まれることから、申請地を取得し、鍼灸院用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、鍼灸院施設 1 棟を建築し、従業員及び来客用駐車場を確保する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 9 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 10 番については、農地区分は第 2 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 11 番については、農地区分は第 2 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 12 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、市内で義肢装具の製造販売業を営む法人です。今般、住環境がよく需要が見込まれることから、申請地を取得し、共同住宅として申請するものです。

許可後の利用方法は、共同住宅 3 棟を建築する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 13 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 14 番については、農地区分は第 2 種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を持ち、申請地に隣接する市街化区域内に事業所を置く小売物流事業を営む法人です。事業の拡大に伴い、既存駐車場だけではスペースが不足し、業務に支障を来していることから、既存駐車場を拡張すべく申請地を借り受け、従業員用駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、既存駐車場と一体になるよう周囲をパイプフェンスで囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理の上、普通自動車 101 台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号 15 番については、資力の確認ができる証明書をはじめ、その他複数の必要となる書類が整っていないことから、書類提出を促すべく継続審議といたしました。

以上のことから、提出番号 15 番については継続審議。提出番号 5 番から 14 番については、一般基準に適合の上、第 1 種農地の例外許可規定及び第 2 種農地と第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審

議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る7月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号16番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で不動産業を営む法人です。今般、需要が見込まれることから、申請地を取得し、建築条件付売買予定地として申請するものです。

許可後の利用方法は、建築条件付売買予定地26区画分と開発用道路、公園を整備する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号17番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

議案第3号の提出番号1番と議案第4号の提出番号18番については、自己用住宅に関連する一体の事業であることから、一括して説明いたします。

議案第3号、提出番号1番については、令和5年1月16日付け、つくば農委指令第3号をもって建売住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

議案第4号の提出番号18番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、議案第3号の提出番号1番については、承認しても差し支えないと思われま

す。また、議案第4号の提出番号16番から18番については、一般基準に適合の上、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われま

すが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、雨貝委員、お願いいたします。

雨貝洋子委員

去る7月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号19番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたことから、申請地を父より贈与を受け、受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号20番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたことから、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号21番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、個人で建築業を営んでいます。今般、事業で使用している資材置場の利便性を高めるべく、既存の資材置場を土地所有者に返却し、自宅に隣接する申請地を取得し、資材置場用地とするため、申請するものです。

許可後の利用方法は、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、木材約30本、アルミ・スチール材約10本、外壁パネル約20枚、単管パイプ約30本等を置く計画です。資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号22番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置き太陽光発電事業を営む法人です。今般、太陽光発電事業用地を探していたところ、適切な事業地を貸していただけることとなったため、地上権を設定し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、当該申請については、電力の固定価格買取制度を用いず、小売電気事業者を通して、対象となる需要先に発電した電気を売電する計画となっております。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、655Wのパネルを480枚、49.5kWのパワーコンディショナーを4台設置する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号23番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、アパート経営による資産の安定を図るべく、申請地を取得し、共同住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資と自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号24番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号25番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接地で児童クラブを経営する法人です。今般、児童数の増加に伴い送迎車両が増え、来客用駐車場が不足していることから、申請地を取得し、来客用駐車場として利用すべく申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車4台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号19番から25番については、一般基準を満たしており、第1種

農地の例外許可規定及び第2種農地と第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層皆様方の御審議をお願いいたします。

以上で御報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る7月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号26番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在申請されている隣接地に申請人が農地を取得する予定であります。接道がなく、袋地となっており、営農に支障をきたしております。

今般、申請地を姉より受贈し、農業用管理通路として申請するものですが、既に使用しているため、始末書つきの申請となっております。

許可後の利用方法は、全面をアスファルト舗装とし、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号27番と議案第1号の提出番号15番については、営農型太陽光発電事業に係る一体の事業であることから、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は、第1種農地と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、営農型太陽光発電施設の一時転用許可の期間満了に伴い、再許可の申請をするものです。

議案第1号の提出番号15番については、区分地上権を設定するため農地法第3条の申請を、議案第3号の提出番号27番については、発電設備の支柱部分に対し農地法第5条の一時転用の申請をするもので、期間は許可日から3年間です。

下部農地については、申請地を取得している農地所有適格法人が引き続きサカキを栽培する計画となっており、既に345Wパネルを234枚配置するための支柱70本、引込柱1本設置済みです。

また、新たな営農型太陽光発電に関する通知に基づいた添付書類も提出されており、営農型発電施設の直下のみでなく、発電施設の属する筆全体に作物を作付けする計画である図面も添付されております。撤去費用については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号28番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を祖父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関の融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号29番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号30番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。太陽光発電事業用地を探していたところ、適切な事業地を譲っていただけることとなったため、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、当該申請については、電力の固定価格買取制度を用いず、小売電気事業を営む親会社に発電した電気を売電する計画となっております。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、580Wパネルを180枚設置する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号31番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。太陽光発電事業用地を探していたところ、適切な事業地を譲っていただけることとなったため、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、当該申請については、電力の固定価格買取制度を用いず、小売電気事業を営む親会社に発電した電気を売電する計画となっております。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、580Wパネルを180枚設置する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号32番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。太陽光発電事業用地を探していたところ、適切な事業地を譲っていただけることとなったため、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、当該申請については、電力の固定価格買取制度を用いず、小売電気事業を営む親会社に発電した電気を売電する計画となっております。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、580Wパネルを152枚設置する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号33番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接地で障害者の社会福祉施設を経営する法人です。現在、事務所付近に6か所の職員駐車場と社用車等46台分の駐車スペースを確保しておりますが、来客用駐車場が不足していることから、申請地を取得し、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、雨水を敷地内浸透処理とした上で、敷地内を整地し、普通自動車37台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄います。

提出番号34番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号35番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、社宅住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金及び金融機関からの融資で賄い、

関係法令協議は整っております。

提出番号36番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接地に住んでおりますが、既存の敷地だけでは手狭で支障を来していることから、申請地を取得し、自己用住宅の敷地拡張のため申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号37番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は地方公共団体となります。現在、筑波交流センター及び市民ホールつくばねの来客用駐車スペースが不足しており、施設利用者に不便をおかけしていることから、申請地を借り受け、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面碎石敷きとし、雨水を敷地内浸透処理した上で、普通自動車31台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、議案第1号の提出番号15番は、農地法第3条第2項ただし書きの地上権であるため、許可しても差し支えないと思われま。

議案第4号の提出番号26番から37番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定及び第2種農地、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われま。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る7月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号38番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県外で電気通信事業を営む法人です。今般、携帯基地局の老朽化に伴い改修工事が必要になったことから、申請地を借り受け、工事車両及び資材置場用地として申請されたもので、令和6年7月12日から令和6年12月31日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、鉄板敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、建柱車及びコンクリート柱を置く計画で、工事完了後は野菜を作付けする予定です。資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号39番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号40番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号38番から40番については、一般基準を満たしており、第1種

農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第1号の提出番号15番、議案第3号の提出番号1番及び議案第4号の説明及び報告が終わりました。

提出番号15番は継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。提出番号15番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、提出番号15番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号15番については、中島委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号の提出番号15番については、継続審議といたします。

続きまして、議案第1号の提出番号15番、議案第3号の提出番号1番及び議案第4号の提出番号1番から14番、16番から40番について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号15番、議案第3号の提出番号1番及び議案第4号の提出番号1番から14番、16番から40番について、許可及び承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定によ

る権利の設定・移転の許可についての提出番号15番、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号1番及び議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から14番、16番から40番について、原案のとおり許可及び承認することに決定いたします。

なお、提出番号1番、14番、16番につきましては、30aを超える案件ですので、常設審議委員会に諮問の上で許可いたします。

議案第5号 現況証明の発行可否について

議長（飯野 和男）

次に、議案第5号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第5号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、谷田部地区分について、中島委員、お願いいたします。

中島信夫委員

去る7月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、20年以上前から宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号1番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る7月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、不耕作により山林状態となっており、再生利用が困難な状況となっております。

提出番号3番については、不耕作により山林状態となっており、再生利用が困難な状況となっています。

提出番号4番については、不耕作により山林状態となっており、再生利用が困難な状況

となっています。

提出番号5番については、不耕作により山林状態となっており、再生利用が困難な状況となっております。

提出番号6番については、申請地には梅が定植されている状況で、引き続き農地として再生利用が可能であると判断いたしました。

提出番号7番については、20年以上前より倉庫として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号8番については、申請地には柿・梅・栗が定植されている状況で、引き続き農地として再生利用が可能であると判断いたしました。

以上のことから、提出番号6番、8番については、非農地証明の範囲と認められないと思われます。提出番号2番から5番、7番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第5号の説明及び報告が終わりました。

提出番号6番、8番は、証明発行否との報告がありましたので、先に審議いたします。

提出番号6番、8番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共ないようですので、これにて提出番号6番、8番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号6番、8番については、白石委員報告のとおり、証明発行否とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号、提出番号6番、8番は証明発行否とすることに決定いたします。

続きまして、提出番号1番から5番、7番について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にならないようですので、提出番号 1 番から 5 番、7 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 1 番から 5 番、7 番については、証明発行可とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 5 号 現況証明の発行可否についての提出番号 1 番から 5 番、7 番は、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第 6 号 農地改良協議に対する同意について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 6 号 農地改良協議に対する同意についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案第 6 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、桜地区において調査を行っておりますので、本橋委員より調査結果の報告をお願いいたします。

本橋文男委員

去る 7 月 9 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、果樹を作付けするため、自身が所有する土地を田畑転換するべく申請されたものです。

沼崎地内の山林の赤土と、小美玉市内のリサイクル業者から購入するウッドチップを用いて盛土する計画で、盛土完了後は、果樹畑として栗を作付けする予定です。

提出番号 2 番については、果樹を作付けするため、自身が所有する土地を田畑転換するべく申請されたものです。

沼崎地内の山林の赤土と、小美玉市内のリサイクル業者から購入するウッドチップを用いて盛土する計画で、盛土完了後は、果樹畑として栗を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 1 番、2 番については、同意しても差し支えないと思われますが、なお一層の各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第6号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて議案第6号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号について、本橋委員報告のとおり同意することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地改良協議に対する同意については、原案のとおり同意することに決定いたします。

議案第7号 農用地利用集積計画の決定について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第7号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案書23ページになります。

議案第7号 農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和6年6月20日付けで農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

提出番号1番、豊里地区で5年間の賃借権を設定するものです。

以降、提出番号54番まで、議案書記載のとおりとなり、豊里地区5件、谷田部地区36件、茎崎地区6件、大穂地区4件、筑波地区1件、桜地区2件となります。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、提出番号42番、43番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。

提出番号1番から41番、44番から54番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて提出番号 1 番から41番、44番から54番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 1 番から41番、44番から54番を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 7 号、提出番号 1 番から41番、44番から54番について、原案のとおり決定いたします。

続きまして、提出番号42番、43番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第 31条の規定により、飯島秀幸委員の退席を求めます。

（飯島秀幸委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号42番、43番について質疑に入ります。

質問、意見等がありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて提出番号42番、43番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号42番、43番を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 7 号、提出番号42番、43番について、原案のとおり決定いたします。

飯島秀幸委員の復席を求めます。

（飯島秀幸委員 復席）

議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案書30ページになります。

議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和 6 年 6 月12日付けで農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものです。

整理番号 1 番、谷田部地区で10年間の賃借権の設定を行うものです。

以降、整理番号 9 番までのとおりとなり、豊里地区 1 件、谷田部地区 6 件、大穂地区 1 件、筑波地区 1 件となります。

計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するものです。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、提出番号 2 番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。

提出番号 1 番、3 番から 9 番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号 1 番、3 番から 9 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 1 番、3 番から 9 番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 8 号、提出番号 1 番、3 番から 9 番について、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

続きまして、提出番号 2 番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の

規定により、中島委員の退席を求めます。

(中島信夫委員 退席)

議 長(飯野 和男)

それでは、提出番号2番について質疑に入ります。

質問、意見等がありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長(飯野 和男)

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号2番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号2番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長(飯野 和男)

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第8号、提出番号2番について、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

中島委員の復席を求めます。

(中島信夫委員 復席)

議 長(飯野 和男)

次に、日程第3、報告第1号から第5号についてですが、内容は議案書39ページから65ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第5号について、質問等はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長(飯野 和男)

質問、意見共にないようですので、報告第1号から報告第5号について終了いたします。

その他報告ですが、先月22日に大穂地区の玉取圃場で実施しました農地再生チャレンジ事業について、遊休農地対策専門委員会の對崎委員長より御報告をお願いいたします。

對崎徳男委員

遊休農地対策専門委員会より、農地再生チャレンジ事業について御報告いたします。

6月22日に玉取地内の圃場において、一般来場者67組、合計207名、農業委員、推進委員合わせて44名の方に御参加いただきまして、ジャガイモの収穫体験及び収穫作業を行いました。

当日は天候にも恵まれ、暑い中、作業に御協力いただき誠にありがとうございました。おかげさまで多くのジャガイモが収穫でき、参加者の方はもちろんのこと、つくばこどもの青い羽根学習会、子ども食堂、児童養護施設などに提供することができました。遊休農地再生事業及び収穫したジャガイモの有効活用がされたことについて、委員の皆様、また、事務局の皆様にお礼を申し上げます。

遊休農地対策専門委員会からの報告は以上となります。ありがとうございました。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

次に、毎年7月に発行している「農委だよりつくば」について、情報提供専門委員会の青木委員長より御報告をお願いいたします。

青木道子委員

本日、午後1時30分より情報提供専門委員会を開催しました。皆さんの机の上に「農委だよりつくば」第61号が配布されておりますので、御確認をお願いします。

内容につきましては、6月22日に実施しましたジャガイモの収穫体験及び収穫作業の様子を表紙にして、会長の御挨拶、農業委員、農地利用最適化推進委員の紹介のほか、農業者に必要な情報を掲載いたしました。

このほか、昨年度に引き続き、市内の若手就業者のインタビュー記事を掲載いたしました。こちらにつきましては、今後も連載を考えておりますので、お知り合いの方を御紹介いただければ幸いです。

また、内容の修正等については、最終校正に入っておりますけれども、お気づきの点がありましたら事務局までお願いいたします。例年どおり、今年も集落の役員さんを通して約1万枚の配布を予定しております。

情報提供専門委員会からの報告は以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（飯野 和男）

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第8回総会を閉会いたします。長時間にわたり、慎重審議ありがとうございました。

【午後2時50分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員